

# 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金のご案内



子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します！

## はじめに・・・申請は必要ですか？

今回、支給を受けるにあたって、原則として、「プッシュ型」による支給を行いますので、改めての申請は不要です。（高校生等の方は申請が必要です。裏面参照）

※希望しない場合等は、12月20日までに、届出書を提出してください。

## 1. うちの子は、対象になるの？（対象児童）

次に記載する児童が対象になります。

- ①令和3年9月分の児童手当（本則給付）支給対象となる児童
- ②9月30日時点で高校生（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童（保護者の所得が児童手当（本則給付）の支給対象となる金額と同等未満の場合）
- ③令和4年3月31日までに生まれた児童手当（本則給付）の支給対象児童（新生児）

## 2. だれがもらえるの？（支給対象者）

上記に記載のある児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い者に支給されます。（児童手当（本則給付）受給者もしくはそれに準ずる対象者）

## 3. いくらもらえるの？（給付額）

対象児童1人につき、10万円です。

## 4. いつもらえるの？（支給時期）

対象の方には、12月27日から順次支給を開始します。以降、入金の確認ができないかった場合には、お問い合わせください。※申請が必要な方については、支給時期が異なります。詳しくは裏面記載の窓口までお問い合わせください。

## 5. どんなかたちでもらえるの？（支給方法）

- ①児童手当（本則給付）を受給している受給者及び一部の高校生や新生児の保護者  
令和3年10月支給時の児童手当（本則給付）を受給している口座や別途届出済みの口座に振り込みます。
- ②支給申請を行った保護者  
申請書で指定した口座に振り込みます。

※上記につきましては、指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、子育て世帯への臨時特別給付金が支給されませんので、令和4年3月15日までに必ずご対応をお願いします。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

原則「プッシュ型」での支給です。

吉野川市では、12月に支給する見込みです。（申請が必要な方を除く）

吉野川市

①給付金のご案内を送付します。

②希望しない場合等のみ、届出書を返送してください。

③児童手当登録銀行口座等へ振り込みます。

※一部の方については、申請書を提出してください。

子育て世帯

申請が必要な方  
(「プッシュ型」通知のお知らせが届かない方)  
※高校生や新生児の保護者及び公務員等

### 私は申請が必要なの？（申請が必要な方＝「プッシュ型」でのお知らせが届かない方）

例えば、次に記載する方は申請が原則必要ですが、吉野川市が所得+口座情報を把握している場合は改めての申請は不要になります。※詳しくは下記窓口までお問い合わせください。

- ・令和3年9月30日時点で高校生（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童（保護者の所得が児童手当（本則給付）と同等未満の所得である保護者）
- ・所属庁から児童手当（本則給付）を受給している公務員
- ・令和4年3月までに生まれた児童手当（本則給付）支給対象児童（新生児）の保護者 等

### こんなときはどうなるの？

#### Q. 引っ越した場合には、給付金の振込はどうなりますか？

A. 基本的には、児童手当の振込指定口座もしくは別途指定した口座に住所地市町村（特別区含む）から振り込まれます。ご不明な点があれば、中学生までの家庭であれば、10月に児童手当を支給をした引越し前の市町村に、高校生のご家庭であれば9月30日時点での住所地市町村にお問い合わせください。

#### Q. DV被害により子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

A. 令和3年9月分の児童手当の支給を配偶者（DV加害者）が受けている場合についても、吉野川市で子育て世帯等臨時特別支援事業の支給を受けることができる場合がありますので、なるべく早くご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。子育て世帯等臨時特別支援事業については、他方の配偶者等は支給を受けられません。

お問い合わせは



吉野川市役所 「子育て世帯への臨時特別給付金」窓口

電話：0883（22）2266

「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに吉野川市から問い合わせを行うことがあります、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めるることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに吉野川市の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。